

農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法務大臣
国家公安委員会
外務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとって、農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

農業分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

農業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

関連業界では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、農作業機械化への取組やインターンシップの推進、新規就農者の定着支援に取り組んでいる。

（生産性向上のための取組）

農林水産省では、「農は国の基」であり、農業振興が国の基本的施策として重要なことから、補助事業等により業界の取組を支援するとともに、生産性向上のための取組として、①農地中間管理機構等を通じた農業の担い手への農地の集積・集約化、②ロボット技術、ICT 等の先端技術の活用によるスマート農業の実現等を推進し、省力化による生産性の向上に取り組んでいるところ、全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェアは、平成 25 年の 48.7% から平成 29 年には 55.2% に増加、担い手がデータを使って生産性向上や経営改善に挑戦できる環境をつくるため、データの連携や提供機能を持つ「農業データ連携基盤」のプロトタイプを平成 29 年に構築するなどの成果を挙げている。

（国内人材確保のための取組）

また、国内人材の確保に関しても、①新規就農者に対する資金の交付や無利子融

資による支援、②女性の活躍支援や農福連携の推進等により、若者・女性・高齢者等の多様な国内人材の確保にも努めているところであり、49歳以下の新規就農者が4年連続で2万人を超えるなどの成果を挙げている。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

農業分野における雇用労働力は、平成17年に13万人であったものが、平成27年には22万人と、この10年で1.7倍に増加しているほか、平成29年の農業分野の有効求人倍率は1.94倍（農耕作業員1.71倍、養畜作業員2.80倍）となっている。また、「新たな外国人材の受入れ制度に関する基本的考え方（平成30年9月農業労働力支援協議会）」において、雇用就農者数は現時点で約7万人不足しているとされているなど、深刻な人手不足の状況にある。

農業就業者の世代間バランスは、現時点で基幹的農業従事者の68%が65歳以上、49歳以下は11%となっており、農業就業者の減少・高齢化を背景として経営規模の拡大や雇用労働力の増加が進展していること等に鑑みると、今後も農業分野で必要となる雇用労働力は増加するものと見込まれ、これら要因による人手不足が早急に改善できる見通しは立っていない。

また、農村地域においては、人口が全国を超えるペースで減少が進み、高齢化率は都市を上回る水準で推移してきており、平成27年の高齢化率は都市部の24.5%に対し、農村地域は31.2%になっている。今後も農村地域では全国を超える減少率で人口が推移すると見込まれている。

農業の持続的な発展を図るためにには、農業について基本的な知識・技能を有し、現場の状況に応じて作業手順を自ら考え、自ら栽培管理や飼養管理、収穫・出荷調製等の作業を行うことができる即戦力の外国人を受け入れるとともに、地域の生産基盤の引受け手となる法人等の農業経営体において、熟練した技能をもって自ら作業に従事しながら複数の作業員に指示等する管理者としての役割を担う外国人を確保し、農業の成長産業化につなげることが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

農業分野においては、令和元年度からの5年間で13万人程度の人手不足が見込まれる中、年1%程度の必要労働者数の効率化（5年で1万1,000人程度）及び追加的な国内人材の確保（2023年までに40歳代以下の農業従事者を8万人程度確保）を行ってもなお不足すると見込まれる最大3万6,500人を1号特定技能外国人の上限として受け入れることとしている。

その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえてもなお、令和5年度末までは、当面、1号特定技能外国人の受入れ見込数を最大3万6,500人とし、これを1号特定技能外国人の受入れの上限として運用する。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

農業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、農業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

- (ア) 「1号農業技能測定試験（耕種農業全般）」
- (イ) 「1号農業技能測定試験（畜産農業全般）」

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」
- (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

- (ア) 「2号農業技能測定試験（耕種農業全般）」
- (イ) 「2号農業技能測定試験（畜産農業全般）」

イ 実務経験

次のいずれかを満たすことを実務経験の要件とする。

- (ア) 農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験
- (イ) 農業の現場における実務経験

4 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

- (1) 農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3(1)ア関係）（1号特定技能外国人）

- (ア) 耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）
- (イ) 畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）

イ 試験区分（3(2)ア関係）（2号特定技能外国人）

(ア) 耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務

(イ) 畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務

（2）特定技能所属機関等に対して特に課す条件

ア 直接雇用形態の場合、特定技能所属機関となる事業者は、労働者を一定期間以上雇用した経験又はこれに準ずる経験があること。

イ 労働者派遣形態の場合、次の要件を満たすこと。

(ア) 特定技能所属機関となる労働者派遣事業者は、農業現場の実情を把握しており特定技能外国人の受入れを適正かつ確実に遂行するために必要な能力を有していること。

(イ) 外国人材の派遣先となる事業者は、労働者を一定期間以上雇用した経験がある者又は派遣先責任者講習等を受講した者を派遣先責任者とする者であること。

ウ 特定技能所属機関は、「農業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。

エ 特定技能所属機関及び派遣先事業者は、協議会に対し必要な協力をを行うこと。

オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力をを行う登録支援機関に委託すること。

カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

（3）特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

農業分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者を特定技能所属機関として外国人材を農業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態とする。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

農業分野においては、①冬場は農作業ができないなど、季節による作業の繁忙がある、②同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の農作業のピーク時が異なるといった特性があり、農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通といった農業現場のニーズに対応するため、農業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れることが不可欠である。

（4）治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、

運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) **特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置**

農業の特性に鑑み、かつ、豪雪地域等年間を通じた農業生産が維持できない農村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な農業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会を組織し、協議会において、外国人材が不足している地域について、外国人材不足の状況及び課題の把握並びに対応方策の検討、外国人材の適正な受入れに資する取組等の協議を行う。

協議会の構成員は、協議の結果に基づき、外国人材の適正な受入れに資する取組や関係する制度関係省庁等に対する働きかけを行う。

さらに、農業の次世代を担う人材の確保・育成、スマート農業の推進等による生産性の向上等の施策を通じて、農業を就業者にとってやりがいのある魅力的な産業とし、農村地域の維持発展を図る。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3（1）に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
農業技能測定試験（耕種農業全般）	1号農業技能測定試験（耕種農業全般）
農業技能測定試験（畜産農業全般）	1号農業技能測定試験（畜産農業全般）